

4つの基本的方向性とその論点例について
参考資料集

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切。

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

※「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、OECDのいう「主要能力(キー・コンピテンシー)」を先取りしたもの

→新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指す

＜「生きる力」をはぐくむに当たって重要な要素の例として整理された内容＞

- 自己に関すること (例) 自己理解(自尊・自己肯定)・自己責任(自律・自制)、健康増進、意思決定、将来設計
- 自己と他者との関係 (例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- 自己と自然などとの関係 (例) 生命尊重、自然・環境理解
- 個人と社会との関係 (例) 責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

※今回の改訂のポイント

- 教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直し

教育の目標に新たに規定された内容

- ・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
- ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

- 学力の重要な3つの要素を育成

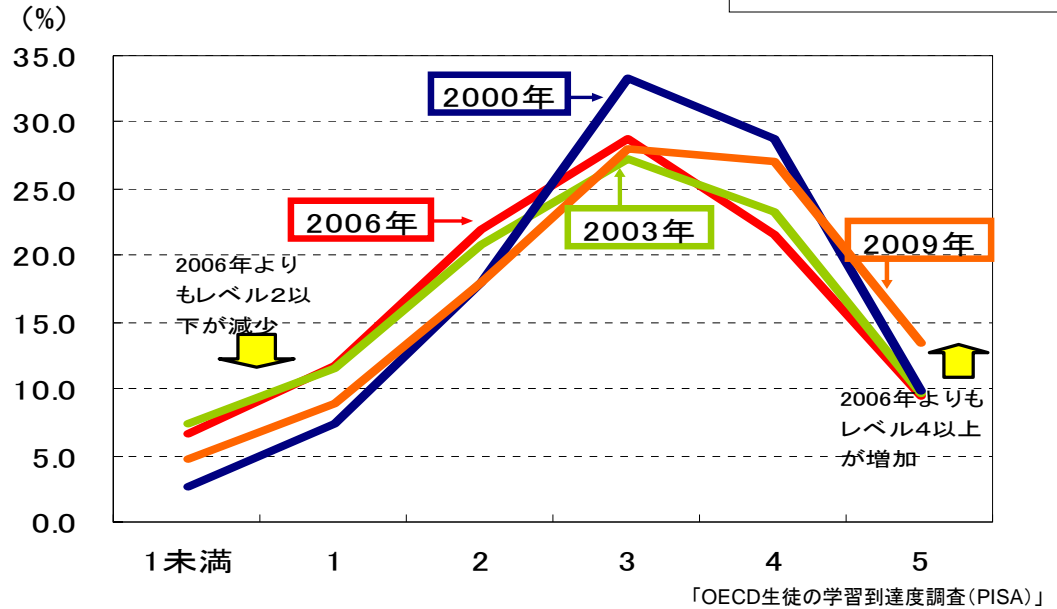
- ・基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる
- ・知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ
- ・学習に取り組む意欲を養う

- 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

「生きる力」の測定指標(例)

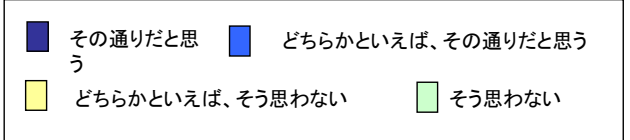
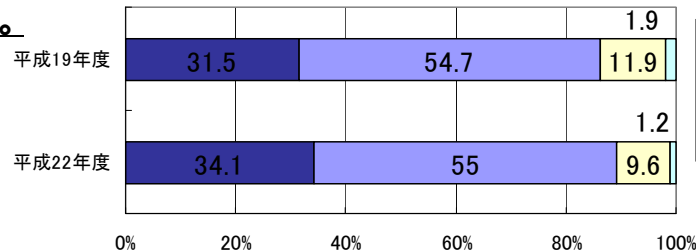
別紙1関連・参考2

●検証改善サイクル構築等の方策により、PISA調査では、低学力層の底上げなど改善傾向。一方、学習習慣等は国際的にみて相対的に低い。



学校のきまりを守っていますか

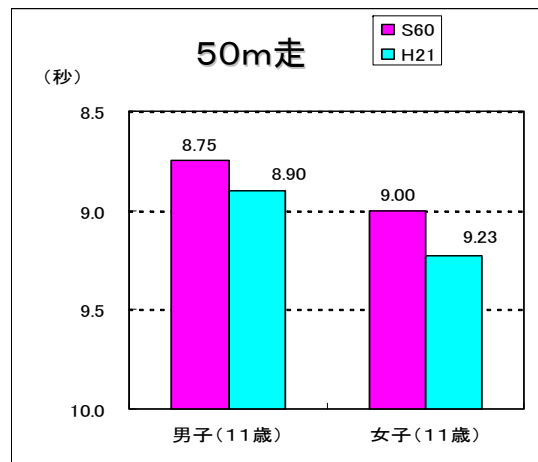
●学校の決まりを守ると答える生徒は増加傾向。



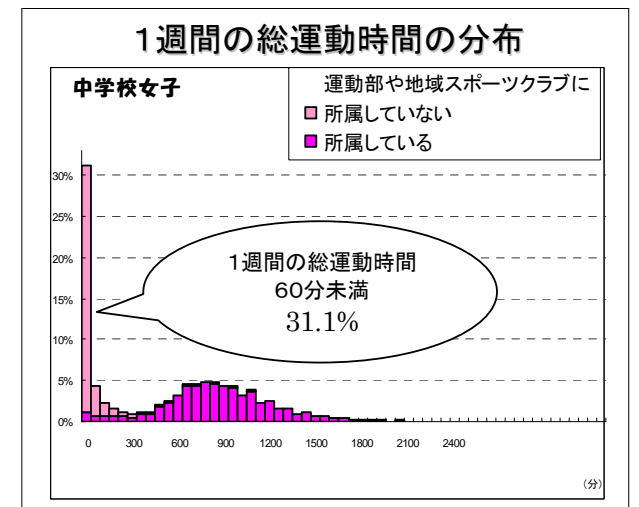
「平成22年度全国学力・学習状況調査」

●子どもの体力は昭和60年頃と比較すると依然として低い水準。

●運動する子どもとしない子どもの二極化傾向。



「体力・運動能力調査」昭和60年度・平成21年度



「平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 2

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

(1) 多文化・異文化に関する知識の理解

(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

(1) コミュニケーション・スキル

日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

(2) 数量的スキル

自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。

(3) 情報リテラシー

情報通信技術 (ICT) を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。

(4) 論理的思考力

情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

(5) 問題解決力

問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

(1) 自己管理力

自らを律して行動できる。

(2) チームワーク、リーダーシップ

他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。

(3) 倫理観

自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。

(4) 市民としての社会的責任

社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。

(5) 生涯学習力

卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

「基礎的・汎用的能力」と他の能力の関係

(「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の要素)

専門的な知識・技能

勤労観・職業観等の
価値観

意欲・態度

創造力

論理的思考力

基礎的・汎用的能力

人間関係形成・
社会形成能力

自己理解・自己管
理能力

課題対応能力

キャリアプランニ
ング能力

基礎的・基本的な知識・技能

社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力

※ 次のような要素を総合的にバランスよく高めることが、人間力を高めることと定義

構成要素	内容
知的能力的要素	「基礎学力(主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力)」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」など
社会・対人関係力的要素	「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高めあう力」など
自己制御的要素	上記の要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」など

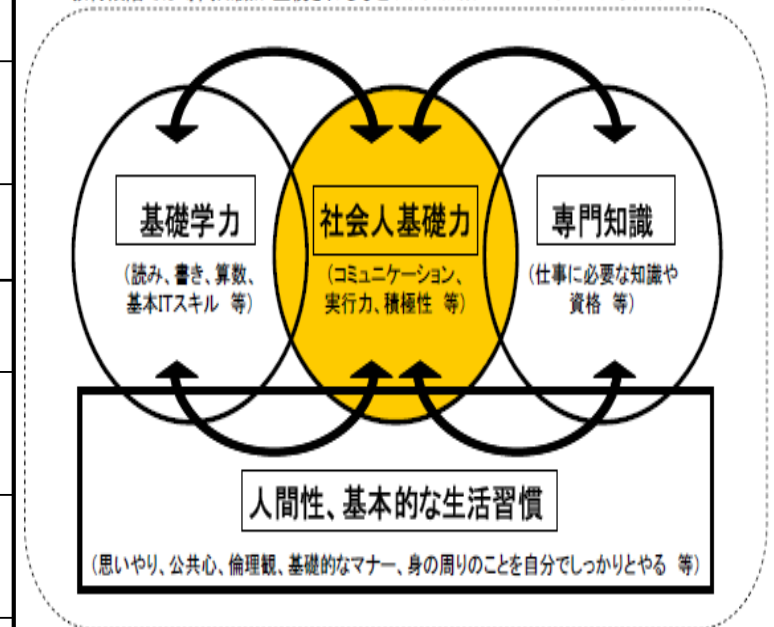
「社会人基礎力」

組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力

分類	能力要素	内容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力 例) 指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力 例) 「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。
	実行力	目的を設定し確実に行動する力 例) 言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力 例) 目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力 例) 課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。
	創造力	新しい価値を生み出す力 例) 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力 例) 自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力 例) 相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力 例) 自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力 例) チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力 例) 状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力 例) ストレスを感じるがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

(職場や地域社会で活躍する上で必要となる能力について)

※それぞれの能力の育成については、小・中学校段階では基礎学力が重視され、高等教育段階では専門知識が重視されるなど、成長段階に応じた対応が必要となる。



資料: 経済産業省「社会人基礎力に関する研究会 -中間取りまとめ-」(平成18年1月)

教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

幼児教育

幼児教育の目的(学教法22)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する

幼児教育の目標(学教法23)

- ①健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
- ②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う
- ③身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う
- ④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
- ⑤音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

義務教育

義務教育の目的(基本法5②)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

義務教育の目標(学教法21)

- ①自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- ②生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う
- ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う
- ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る
- ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う
- ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

小学校教育の目的(学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す

中学校教育の目的(学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す

中等教育学校の目的(学教法63)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施す

中等教育学校の目標(学教法64)

- ①豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

後期中等教育 (高校など)

高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す

高校の目標(学教法51)

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

高等教育 (大学など)

大学の目的(学教法83)

学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる

大学院の目的(学教法99)

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する

高等専門学校の目的

(学教法115)

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する

専修学校の目的(学教法124)

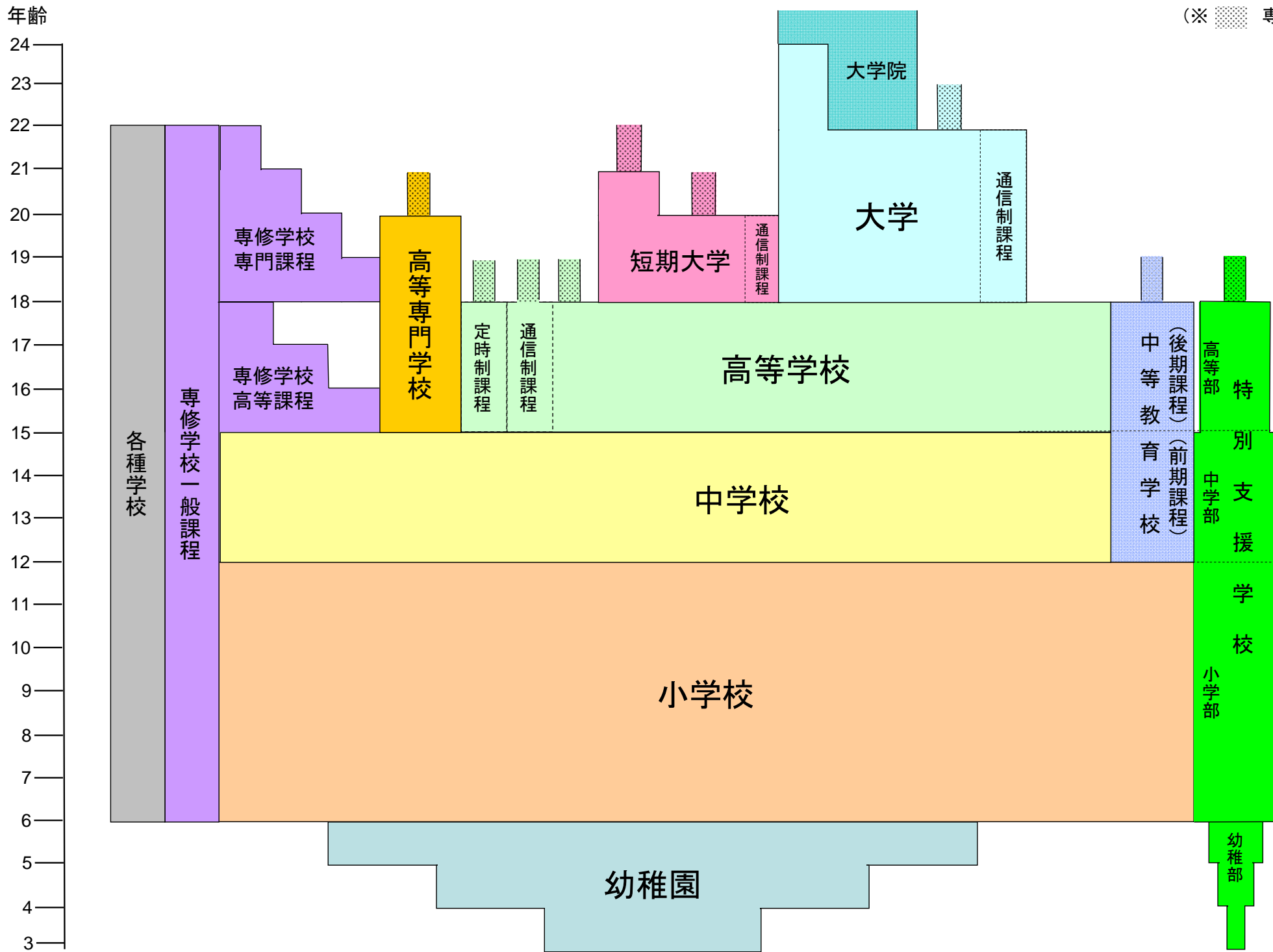
職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る

特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

日本の学校系統

(※  専攻科)



学校数、在学者数、本務教員数

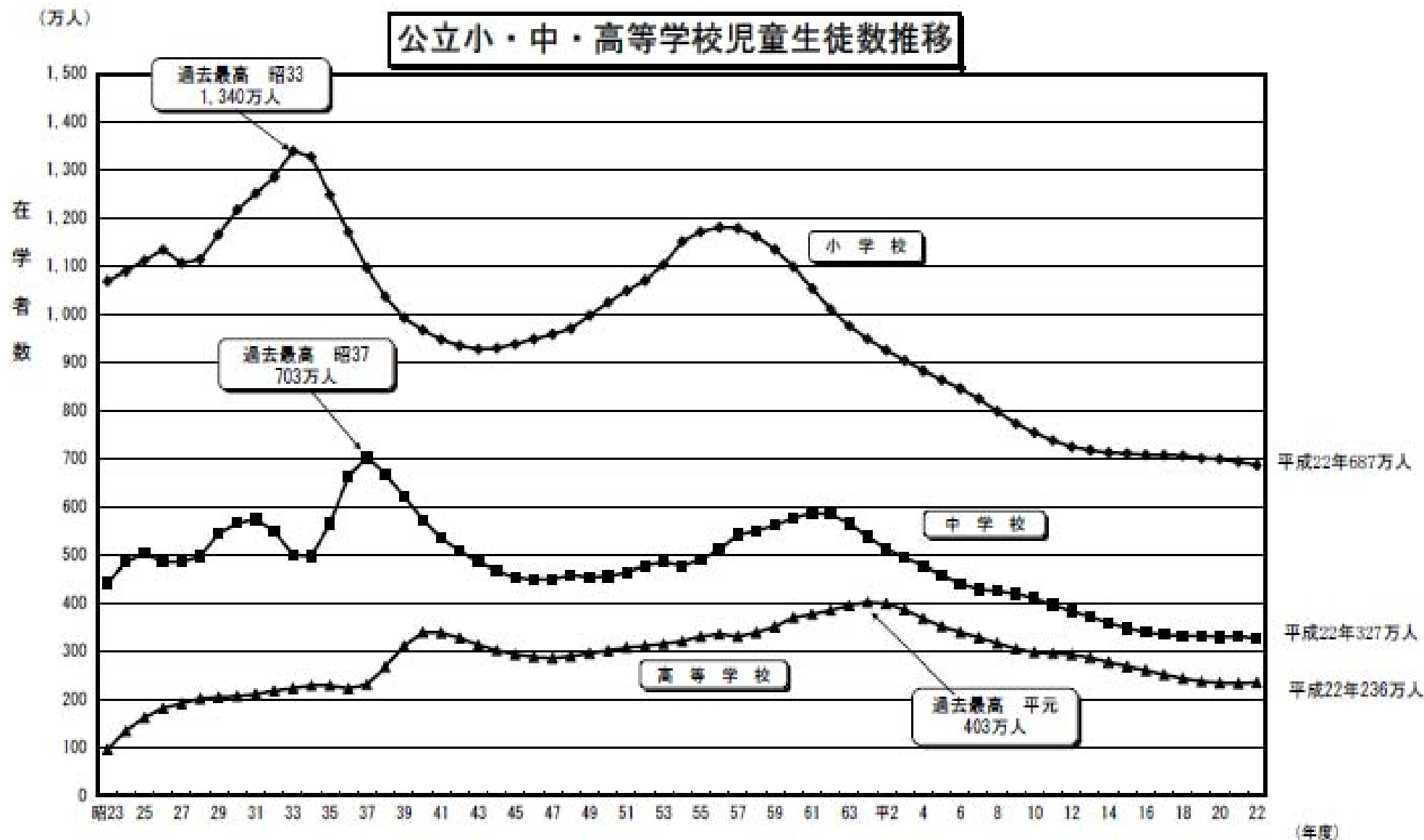
平成22年5月1日現在

区 分	学 校 数 (校)				在 学 者 数 (人)				本 務 教 員 数 (人)			
	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立
幼稚園	13,392	49 (0.4%)	5,107 (38.1%)	8,236 (61.5%)	1,605,912	6,215 (0.4%)	294,731 (18.4%)	1,304,966 (81.3%)	110,580	340 (0.3%)	24,170 (21.9%)	86,070 (77.8%)
小学校	22,000	74 (0.3%)	21,713 (98.7%)	213 (1.0%)	6,993,376	45,016 (0.6%)	6,869,318 (98.2%)	79,042 (1.1%)	419,776	1,858 (0.4%)	413,473 (98.5%)	4,445 (1.1%)
中学校	10,815	75 (0.7%)	9,982 (92.3%)	758 (7.0%)	3,558,166	32,077 (0.9%)	3,270,582 (91.9%)	255,507 (7.2%)	250,899	1,658 (0.7%)	234,471 (93.5%)	14,770 (5.9%)
高等学校	5,116 (88)	15 (0.3%)	3,780 (73.9%)	1,321 (25.8%)	3,368,693	8,751 (0.3%)	2,357,261 (70.0%)	1,002,681 (29.8%)	238,929	577 (0.2%)	179,433 (75.1%)	58,919 (24.7%)
中等教育学校	48	4 (8.3%)	28 (58.3%)	16 (33.3%)	23,759	2,251 (9.5%)	13,920 (58.6%)	7,588 (31.9%)	1,893	185 (9.8%)	1,099 (58.1%)	609 (32.2%)
特別支援学校	1,039	45 (4.3%)	980 (94.3%)	14 (1.3%)	121,815	3,054 (2.5%)	117,968 (96.8%)	793 (0.7%)	72,803	1,486 (2.0%)	71,027 (97.6%)	290 (0.4%)
高等専門学校	58	51 (87.9%)	4 (6.9%)	3 (5.2%)	58,542	53,605 (90.0%)	4,030 (6.8%)	1,907 (3.2%)	4,373	3,892 (89.0%)	319 (7.3%)	162 (3.7%)
短期大学	395 (1)	— (—)	26 (6.6%)	369 (93.4%)	155,273	— (—)	9,128 (5.9%)	146,145 (94.1%)	9,657	— (—)	692 (7.2%)	8,965 (92.8%)
大 学	778 (3)	86 (11.1%)	95 (12.2%)	597 (76.7%)	2,887,414	625,048 (21.6%)	142,523 (4.9%)	2,119,843 (73.4%)	174,403	61,689 (35.4%)	12,646 (7.3%)	100,068 (57.4%)
(再掲)大学院	616	86 (14.0%)	80 (13.0%)	450 (73.1%)	271,454	157,092 (57.9%)	16,403 (6.0%)	97,959 (36.1%)	101,070	52,355 (51.8%)	8,098 (8.0%)	40,617 (40.2%)
専修学校	3,311	10 (0.3%)	203 (6.1%)	3,098 (93.6%)	637,897	574 (0.1%)	27,372 (4.3%)	609,951 (95.6%)	40,416	122 (0.3%)	2,846 (7.0%)	37,448 (92.7%)
各種学校	1,466	— (—)	9 (0.6%)	1,457 (99.4%)	129,985	— (—)	934 (0.7%)	129,051 (99.3%)	9,290	— (—)	59 (0.6%)	9,231 (99.4%)
合 計	58,418 (92)	409 (0.7%)	41,927 (71.8%)	16,082 (27.5%)	19,541,832	776,591 (4.0%)	13,107,767 (67.1%)	5,657,474 (29.0%)	1,333,019	71,807 (5.4%)	940,235 (70.5%)	320,977 (24.1%)

(注)1 学校数欄の〈 〉内の数値は通信教育のみを行う学校数の別掲である。

2 通信教育の在学者及び本務教員は含まれていない。

(資料)文部科学省「学校基本調査」



(注) 高等学校は、本科・専攻科・別科の合計数である。

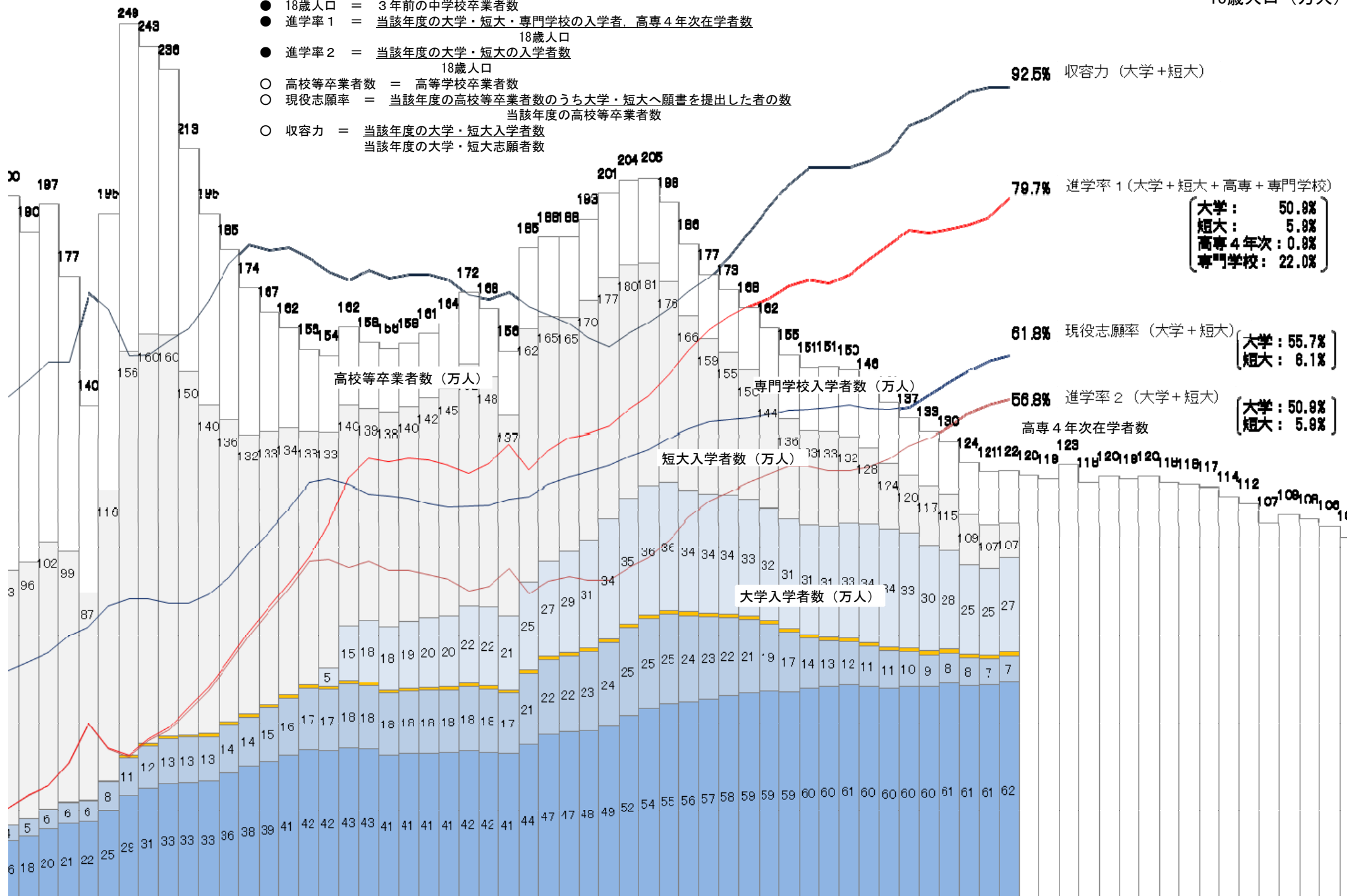
(資料) 文部科学省「学校基本調査」

18歳人口と進学率等の推移

別紙2関連・参考4

18歳人口 (万人)

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数
- 進学率1 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大・専門学校の入学者数}}{\text{18歳人口}}$ 高専4年次在学者数
- 進学率2 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大の入学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数
- 現役志願率 = $\frac{\text{当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数}}{\text{当該年度の高校等卒業生数}}$
- 収容力 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大入学者数}}{\text{当該年度の大学・短大志願者数}}$



大学:	50.9%
短大:	5.9%
高専4年次:	0.9%
専門学校:	22.0%

大学:	55.7%
短大:	6.1%

大学:	50.9%
短大:	5.9%

主な中教審答申等

官邸

幼児教育

義務教育・高校教育

高等教育

H8 H9 **21世紀を展望した我が国の教育の在り方について**
 ・生きる力、ゆとり、総合、家庭教育、地域連携、5日制【H8.7.19中教審】
 ・高大の入学選抜の多様化（AO入試、秋季入学等）、中高一貫、飛び入学【H9.6.26中教審】

21世紀の大学像と今後の改革方策について【H10.10.26大学審】
 ・課題探求能力、個性化、学生の確保、秋季入学（国際化）、ガバナンス、評価と予算配分、設置認可の在り方、高大接続、規模等の適正化、早期卒業

H11 **学習の成果を幅広く生かす【H11.6.9生涯審】**

初等中等教育と高等教育との接続の改善について【H11.12.16中教審】
 ・科目等履修生、AP、AO

H12 **グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について【H12.11.22大学審】**
 ・求められる教養（倫理観、責任感、行動できる能力、語学力、情報・科学リテラシー）、専門職大学院、情報通信技術の活用

教育を変える17の提案【H12.12.22教育改革国民会議】
 ・家庭教育、道徳教科化、奉仕活動、高卒時学習、専門職大学院、達成度試験、飛び入学、コミュニティ・スクール

H15 **新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）【H15.3.20中教審】**

H17 **子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について【H17.1.28中教審】**
 ・後伸びする力、幼少連携、預かり保育、地域人材の活用、総合施設（幼保一体化）

我が国の高等教育の将来像【H17.1.28大学審】
 ・先見性・創造性・独創性に富む卓越した指導の人材、21世紀型市民（幅広い教養、高い公共性・倫理性、社会を支え改善）、機能別分化（AP/CP/DP）、質保証

新しい時代の義務教育を創造する【H17.10.26中教審】
 ・人間力、学校力、教師力、義務教育費国庫負担制度、教育委員会制度

新時代の大学院教育【H17.9.5中教審】
 ・大学院教育の実質化、国際的な通用性・信頼性、大学院設置基準の改正

H18 **教育基本法改正【H18.12.22法律第120号】**

H19 **教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について【H19.3.10中教審】**

教育再生会議
 ・脱ゆとり（指導要領改訂）、教員免許更新制、副校長、教委改革、英語教育【H19.1.24再生会議（第一次報告）】
 ・授業時数増（土曜授業）、教員給与体系、学校問題解決支援チーム、徳育教育、奉仕活動、大学質保証、秋季入学【H19.6.1再生会議（第二次報告）】
 ・飛び入学、英語教育、大学と教委の連携、スポーツ庁、学校成績評価、マネジメント、副校長管理職、学校評価、バウチャー、学校統廃合、若者支援、幼児教育無償化【H19.12.25再生会議（第三次報告）】
 ・最終報告【H20.1.31再生会議】

H20 **新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について【H20.2.19中教審】**
 ・総合的な「知」、異文化理解、学校支援地域本部

教育振興基本計画（答申）【H20.4.18中教審】

教育振興基本計画策定【H20.7.1閣議決定】

学士課程教育の構築に向けて【H20.12.24中教審】
 ・学士力、成績評価基準の策定、高大連携、FD

教育再生懇談会
 ・有害情報対策、幼児教育無償化、認定こども園促進、留学生、英語教育、環境教育、耐震化【H20.5.26再生懇（第一次報告）】
 ・教科書の充実【H20.12.18再生懇（第二次報告）】
 ・携帯電話、大学の質保証、大学への公的支援、教育委員会【H21.2.9再生懇（第三次報告）】
 ・教育安心社会（教育費負担、公教育の充実）、科学技術人材、スポーツ【H21.5.28再生懇（第四次報告）】

H23 **今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について【H23.1.31中教審】**
 ・基礎的・汎用的能力、職業実践的な教育に特化した枠組み

グローバル化社会の大学院教育【H23.1.31中教審】
 ・国際社会でリーダーシップを発揮する人材、学位プログラム